

ヨーグルトの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県で生産された乳を用い、県内の加工施設で製造された「ヨーグルト」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「ヨーグルト」とは、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年12月27日厚生省令第52号)第2条第38項に規定する発酵乳であって、乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等(乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品)を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 ヨーグルトの品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年12月27日厚生省令第52号)の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材 料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 県内で生産される乳及びそれを原料とした「クリーム」「ホエイパウダー」 2 乳酸菌、糖類、脱脂粉乳、果汁、果肉、野菜等、ペクチン、寒天、ゼラチン ※ 果汁及び果肉の原料となる果実及び野菜等については、県内で生産されているものを使用すること。

(関係法令の遵守)

第4 ヨーグルトの製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。